

平成22年分

確定申告



確定申告会場は、館林税務署
または役場3階大会議室です

所得税・住民税の確定申告は
2月16日☎から3月15日☎まで

所得税は、この申告により税額が確定し、納税または還付によって完了します。
住民税（町県民税・国民健康保険税）は、確定した税額を平成23年度に納税して
いただくことになります。

町の申告会場の受付時間
午前9時30分～11時30分
午後1時～4時

① 所得税の確定申告

申告納期限を
お忘れなく！

該当する人は館林税務署で
確定申告をしてください！

- 所得税の確定申告は、町の申告会場でも受け付けますが、次の条件に当てはまる人は、税務署で申告してください。
- ① 青色申告の人
 - ② 平成22年中に営業や農業、不動産事業などを始めた人
 - ③ 土地や建物などの不動産や、自動車・貴金属などの動産を譲渡した人
 - ④ 株式や先物取引で譲渡益があった人または、株式や先物取引で生じた損失を繰越損失として申告する人
 - ⑤ 特殊な配当所得のある人
 - ⑥ 肉用牛の販売により、特定肉用牛所得の申告をする人
 - ⑦ 財産をもらった人（贈与税の申告）

確定申告が必要なサラリーマンは？

- 次の条件に該当するサラリーマンは、確定申告をしなければなりません。
- ① 平成22年分の給与収入額が2,000万円を超える人
 - ② 給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人
 - ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与額が多くなる場合があります。

② 住民税の申告

住民税の申告が必要な人は？

- ① 平成23年1月1日現在、邑楽町に住んでいて、平成22年中に所得のあった人
- ② 国民健康保険に加入している人
- ③ 後期高齢者医療保険に加入している人
- ④ 所得証明書などが必要な人
- ⑤ 国民年金保険料の免除、または若年者納付猶予の申請をする人

住民税の申告が不要な人は？

- ① 税務署に所得税の確定申告をした人
 - ② 収入が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されている人
 - ③ 所得がない人で、生計をともにしている親族の扶養家族として、申告されている人
- ※所得証明書などが必要な場合や国民健康保険に加入している人などは、申告をしてください。

所得や税額などを決める大切な申告です！

住民税の申告書の提出がないと、町営住宅や県営住宅の入居、保育園や幼稚園の入園などに必要な所得証明書などを発



所得税確定申告書
所得税の確定申告書は館林税務署、または役場税務課にあります

確定申告で所得税が戻ることもあります

次の場合、確定申告をすると所得税が戻ることがあります（源泉徴収税額がない場合は戻りません。館林税務署では申告期間前でも、これらの還付申告を受け付けています。

- ① マイホームをローンなどで取得した場合（住宅借入金等特別控除）
- ※住宅の取得状況や借入金の額、返済期間などの条件によつては、控除が受けられない場合があります。
- ② 多額の医療費を支払った場合（医療費控除）
- ③ 災害や盗難に遭った場合（雑損控除）
- ④ 年の途中で退職し、年末調整をしていない場合
- ⑤ 年金から源泉所得税が引かれている人

与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
④年末調整の内容に変更がある人

③ 確定申告必要書類

確定申告前に必ず確認しておきましょう
▼年間の収入金額が分かる書類
給与や年金を受給している人
源泉徴収票（給与・年金など）、事業主の支払い証明書など
▼事業所得や不動産所得のある人
営業や農業の事業所得や不動産所得のあ

期日	対象地区
2月16日(火)	明野
17日(水)	新中野
18日(木)	前谷東原、横町化楽
21日(日)	天王元宿、上下西宿
22日(火)	千原田向地、鷲上、鷲下
23日(水)	十三坊塚
24日(木)	谷中蛭沼
25日(金)	下中野、藤川
28日(月)	石打
3月1日(火)	前原
2日(水)	一本木、光善寺
3日(木)	鷲新田、住谷崎、坪谷
4日(金)	秋妻、馬場大林
7日(日)	西ノ根宮内中島
8日(火)	水立大黒
9日(水)	寺中、本郷江原
10日(木)	十三軒、店高原
11日(金)	前瀬戸宿、古家十軒
14日(月)	渋沼、大谷端宿赤東
15日(火)	大根村琵琶首、開拓

安心・便利な振替納税を
納期限を忘れてしまうこともなく、とても便利です
振替納税を新規に申し込む場合は、申告のとき振替依頼書に住所・名前・金融機関名・口座番号などを書いて、通帳印を押して申し込むことができます。

納期限	確定申告による所得税
3月15日(火)	現金納税
4月22日(金)	振替納税

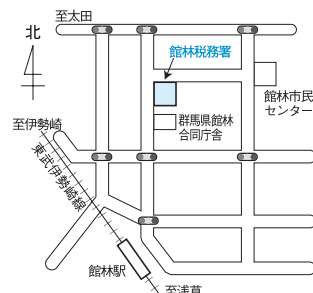
納期限	個人事業者の消費税
3月31日(木)	申告と納税

④ 確定申告指定日

町の申告会場での指定日は、左表のとおりです。都合の悪い人は指定日以外でも受け付けます。また、事業所得（営業・農業、不動産所得のある人は、事前に収支計算書などの作成をお願いします。また、医療費控除を受ける人は、事前に領収書などの集計をお願いします。

人は収支内訳書（収入と支出の金額が分かる書類、帳簿、領収書など、項目別に集計したもの）など
▼所得控除に必要な書類
社会保険料控除などに必要な書類
国民健康保険税や国民年金、生命保険・地震保険・長期損害保険などの控除証明書や領収書など
▼医療費控除に必要な書類
医療費の領収書など（平成22年中の領収日のものに限り）
▼障害者控除に必要な書類
身体障害者手帳や知的障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
※障害者控除対象者認定書は、障害者手帳などを持っていない人でも認定書を出発時に提示すれば、控除を受けることができます。

▼対象 要介護認定を受けている介護保
険被保険者（65歳以上）で知的障害者・身体障害者に準ずると認定された人
▼障害者控除対象者認定書の申請・問合せ先 役場保険年金課 ☎47-5021
▼そのほかに必要なもの
認印、本人名義の口座番号のわかるもの（所得税が還付になる人）



館林税務署案内図

e-taxで最高
5,000円の控除
国税電子申告システム（e-Tax）は、自宅などからインターネットを利用して確定申告ができるシステムです。これを利用して平成22年分の所得税の確定申告をすると、最高5,000円の税額控除を受けることができます（1回限りの適用ですので、以前確定申告でこの控除を受けた人は受けられません）。

この場合、役場住民課で発行する住民基本台帳カード（3月31日まで交付手数料は無料）と電子証明書（500円）、ICカードリーダーが必要で、詳しくは、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

※住民基本台帳カードの発行には、10日間程度かかります。

▼住民基本台帳カードの申請・問合せ先 役場住民課 ☎47-50115